

## ○阪神水道企業団事業運営基金条例

制 定 昭和61年12月16日 条例第3号

(設置)

**第1条** 事業の健全な運営に資するため、阪神水道企業団事業運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 事業の健全な運営に必要と認め、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第2項の規定により利益の処分として積み立てた額
- (2) 基金から生ずる収益の全額

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、銀行その他の確実な金融機関に預け入れ保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

**第4条** 企業長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を事業費その他の経費に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第5条** 基金は、次に掲げる場合に限り、処分することができる。

- (1) 電気料金の改定、その他経済事情の変動及び水源開発、建設改良事業等に係る負担の増高により財源が不足するとき。
- (2) 災害及び事故により生じた経費の財源に充てるとき。
- (3) その他議会が必要と認めるとき。

(委任)

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和60年度の決算に係る法第32条第2項の規定による利益の処分の議会の議決の日から適用する。

(条例の廃止)

- 2 阪神水道企業団電気料金変動対策基金条例（昭和59年3月条例第4号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過規定)

- 3 この条例の施行前に、旧条例に基づく基金に属していた現金等は、この条例による基金に属するものとする。